

定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとつづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に在学し本財団の一般奨学金を受ける学生のうち、卒業後山口県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

1 名称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

2 概要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

3 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後に継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

4 貸与額

一般奨学金貸与月額に定住促進奨学金貸与月額（20,000円）を加えた金額

5 貸与条件

大学卒業後（上級学校へ進学し返還猶予した者は猶予満了後、以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のため、返還が始まる年から5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくこととなります。

6 返還期間及び返還期限

定住促進奨学金を含む奨学金の返還は、大学卒業後、6か月据え置いて始まり、貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間内に全額返還してください。返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息の支払いが生じます。

7 定住促進奨学金の利息の取扱い

定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。5年未満で県外に転出する場合（県内に定住できない場合）は、転出した時点の返還分から、上乗せをして貸与した定住促進奨学金の返還未済額に対して年3.0%の定住利息の支払いが生じます。

専修学校（専門課程等）定住促進奨学金貸与制度について

公益財団法人山口県ひとづくり財団では、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難であり、卒業後山口県内の企業等へ就職し、県内に定住したいと考えている県内専修学校（県内の自宅から通学する県外の専修学校を含む）在学学生に対して、定住促進奨学金を貸与しています。

1 名称

「定住促進奨学金（専修学校専門課程・高等課程〈高校卒業者〉）」

2 概要

山口県内への人口定住を促進するため、定住促進奨学金制度を設置し、県内の専修学校（県内の自宅から通学する県外の専修学校を含む）専門課程・高等課程（高校卒業者）に在学し、卒業後山口県内に定住する意思のある者を対象とした奨学金です。

3 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、専修学校卒業後に継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

4 対象及び資格

- (1) 保護者等が山口県内に住所を有しており、県内の専修学校（県内の自宅から通学する県外の専修学校を含む）に在学している者
- (2) 卒業後、山口県内の企業等へ就職し、県内に定住したいと考えている者
- (3) 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者

5 奨学金の内容（貸与月額、貸与期間）

区 分		貸 与 月 額	貸 与 期 間
国公立	1～3年次生	63,000円	学校が定める 修業年限以内 (4月分から貸与)
私立	1～4年次生	71,000円	

6 貸与条件

専修学校卒業後、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のため、卒業後5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくことになります。

7 返還期間及び返還期限

定住促進奨学金返還期間は、専修学校卒業後、6か月据え置いて始まり、最長20年ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息の支払いが生じます。

8 定住促進奨学金の利息の取扱い

定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。5年未満で県外に転出する場合（県内に定住できない場合）は、転出した時点の返還分から、定住促進奨学金の返還未済額に対して年3.0%の定住利息の支払いが生じます。